

兵高教組 臨時教職員ニュース

毎年、合格者続出！誰でも、ご参加 いただけます。 兵高教組の採用試験対策講座

第1回 基本講座

5月18日（日）



時間：13:30～16:30
場所：ひょうご共済会館 ツヅジ
内容：採用試験Q&A 合格体験談
傾向と対策 模擬面接 臨時教職員の賃金と権利
特典：参加者には、採用試験の過去問と、面接試験傾向と対策パンフ進呈！

第3回 地区別面接練習講座

日時：6月下旬から7月上旬にかけて
場所：阪神地区、東播地区、中西播地区、淡路地区、但馬地区など（予定）
決まり次第お知らせします。
内容：毎年、満員御礼の集団面接対策講座。
グループに分かれて、みつりと、練習します。
疲れたあとには、お楽しみも……。

特別講座

組合員には、希望に応じた特別講座を実施。合格するまで、高教組がしっかりとサポートします！
組合員は、全ての講座への参加旅費が組合から支給されます。加入すれば、お得な高教組です。



第1号 2008年4月14日
兵庫県高等学校教職員組合
電話：078-341-6745
<http://www.hyogo-kokyoso.com>

第2回 小野田教授のロールプレイング講座

6月1日（日）

時間：13:30～17:00
場所：神戸労働会館多目的ホール
内容：あの、新聞などでおなじみ、阪大の名物教授小野田先生のスペシャル講座！親と教師のやりとりのロールプレイングで、色々なことが見えてきます。採用試験対策だけでなく、親と教師の共同について学べる絶好のチャンス！

小野田正利教授のプロフィール

大阪大学大学院人間科学科教授。



日本の学校と教職員の“等身大の姿”を明らかにすることをライフワークとしている。イチャモンの研究、保護者のうわさ話の研究など、阪大の教育制度学研究室は、東大や京大の研究室とは非常に違う独自の「道をさらい、地をはう路線」を追求。

今、「親の“イチャモン”から“結びあい”へ」をテーマにした講演やワークショップで、全国から引っ張りだこ。

著書：『悲鳴をあげる学校～親の“イチャモン”から“結びあい”へ』（旬報社）、『教育小六法（共編）』（学陽書房）等多数。

時間講師の年休実現！・時間講師等の報酬を維持！ 臨時教職員アンケートに寄せられた切実な声と 兵高教組の運動が 県教委を動かした！

法の谷間におかれる臨時教職員

民間の労働者保護法制と地方公務員法のどちらも適用されない「法の谷間」に置かれている臨時教職員。高教組は、待遇改善に、全力で取り組んできました。

けた人は、常勤講師の常勤講師の59%、非常勤講師の37%に過ぎませんでした。

このことを交渉で追及した高教組に対して、県教委は、校長への指導を徹底することを約束しました。高教組は、今年度の実施状況をアンケートで掌握し、さらに交渉を強めます。

希望者の雇用継続を強く要求

臨時教職員の雇用の継続については、校長がその努力を怠るような場合、県教委が雇用継続の努力をするように交渉。組合員の臨時教職員については、分会・支部・本部の様々な努力の結果、希望者全員の雇用継続を実現！

介助員、時間講師等の報酬額を維持

県行革で県職員の賃金が大きく削減される中、高教組は、賃金がとりわけ低い時間講師や介助員、日々雇用職員等の報酬を行革の対象にしないことを強く要求。現行の報酬額を維持させました。（一部下げられた職種もあります）

勤務条件の書面による事前明示徹底

昨年度のアンケートでは、労働基準法で義務付けられている勤務条件の書面による事前明示を受けた人が多くいました。

1週間の勤務日数	1	2	3	4	5
年休の日数	1	3	5	7	10

2つの臨時教職員アンケートにご協力下さい

採用試験対策アンケート

昨年度採用試験を受けた人に、面接試験等の内容を報告していただくと共に、採用試験に関する疑問や要求を寄せていただくアンケートです。

ご協力いただいた方には、アンケートを元に作成した、「教採対策パンフ」を進呈します！

臨時教職員黒書アンケート

「こんな働きされ方許せない！」という、皆さんの思いや、要求をお寄せ下さい。昨年度も、このアンケートが要求実現の大きな力になりました。

当事者が声を上げることが、要求を実現し、待遇を改善させる重要な一步です。

<裏面をご覧下さい>



兵高教組「臨時教職員黒書」より抜粋 こんな働きかされ方許せない！

講師の中には、すばらしい先生がたくさんいる！

臨時講師の方の中には、同じ講師という立場から見ても、”すばらしい”と思う先生が何人もいます。しかし、そのような方の中には、教員採用試験を何度も受験しても合格できないという状況の方がたくさんいます。

年に一度、ほんの数分の試験の場で、力を出しきれない私たちが未熟なのですが、ほんの少しでも、現場に足を運んでいただき、子どもたちとの日々の教育活動の様子を実際に見ていただいだ上で、今一度、選考を考えていただけると、子どもたちにとって、本当に必要とされるような方に、目を向けていただけるのではないか・・・と感じています。



人生設計ができない！

先行きの雇用を心配します。正規職員でないため、来年以降も任用があるのかと、とても不安です。この先々安心して働ければ、家庭内の人生設計（特に子供のこと）も見通しを持って生活できるのですが、臨時職員の立場では現時点の生活しか考えることができません。

臨時を見下すのはやめて欲しい

学校によって（あるいは個人によって）臨時を仲間として見る人と見下している人がいる。慣れてしまえばこっちもそれなりに対応するが、若手で傷ついている人がいることも考えてほしい。

4月からの仕事があるかどうか、いつまでたっても決まらないのは問題あり。3月になってからナイといわれる極端なケースもあるので。生活が

かかっているケースも多いので…

身分が保証されている正規公務員が考える所以不安定な臨時にことに配慮が足りんのかもなあ。

時間講師を月給制に！

非常勤講師の報酬は劣悪です。尼崎市立高等学校で勤務していたときは月額報酬でしたし、一時金もありましたので、非常に見通しが立ちました。県立学校では見通しも経たず、余分な仕事も報酬に反映されません。また、周囲の先生方の配慮もほとんど見られません。前任校（常勤でした）では、私が非常勤の先生の採点や会議の超過勤務を管理職へ進言していました。



年齢制限の撤廃を！

年齢制限を是非撤廃してほしい。合格を目指してずっと頑張っている人がいます。一定年齢を超えて職を変えることは現実難しいです。

臨時講師の経験を考慮してほしい。現場がほしがっている講師の先生が一杯います。他都道府県では考慮するところが増えています。いい先生が流出していきます。

採用試験の成績開示を！

採用試験の成績をもう少し詳細に知らせてほしい。試験別や順位等開示している都道府県があります。次年度に向けて頑張る目標や指針をしたい。受験生を最大限配慮するなら、是非検討してほしい。



他府県に比べて兵庫は劣悪

大阪の公私立では非常勤でも月額方式である。また、残業手当も申請すれば支給される。大阪府との相違が大きすぎる。兵庫県の非常勤講師の先生で、このことを知らない先生も多い。そのため、待遇改善の声も小さい。このこと周知させるべき必要があると思います。また、教育委員会は隣県との差について、どういう見解を持っているのか、明確にしてほしいと思います。また、非常勤、常勤の採用の基準も明確にすべきです。

同一労働同一賃金であるべき

職務の質、量とも同じであるならば、賃金、労働条件も同じであることは当然のことだと思います。教職経験年数が同じで、教諭と臨時に差をつけるのであれば、その理由を明確に説明してほしいです。

全ての臨時講師は、自分の将来に不安を抱えながら、仕事をしています。しかし、立場上強く主張できません。強力な後押しを願います。



研修をして欲しい

多くの新参者に対しての一定程度の研修をしてほしい。非常勤のキャリアを積んだ人は優先的に常勤にしてほしい。生活が不安定なため、常に現実を半分考えてしまうため、本気で先生を目指しづらい。今の教え子が卒業するまで見届けられないのが寂しい。

講師に机を

学校にもよると思うのですが、講師席が職員室にないことがあります。時間数が少ない場合は兼用でも仕方ないと思いますが、出校曜日が重なって机も兼用、というのは困ります。教科準備室に席があっても、連絡を受けたり印刷などをしたいとき不便です。

日々雇用職員の日給はひどすぎる

同じ仕事をしているのに、日々雇用職員の日給6400円は安すぎる

誇りが持てるような給与を

教職に誇りを持てない給与のあり方はどうかと思う。子どもの身近な職業として誰もが教職に一度は就きたいという希望を持てるように、全教職員の士気向上が必要である。また、教職に就きたいとしても、一部の時間講師が、アルバイト教師と名乗ることは嘆かわしい。もっと金銭的ゆとりのあるように講師の待遇をよくしてもらいたい。

仲間意識が欲しい

非常勤講師の立場から書かせていただきます。毎日正規で来られている先生方は、気づかないと思うのですが、非常勤は担当の時間だけしか職場にはおりません。もともと、外者（部外者）であると意識せざるを得ない立場です。自分の居場所は授業中の教室だけです。こちらがあいさつしても返さない先生方が多いのはとても残念です。同じ生徒を教えている仲間だという意識が必要ではないでしょうか。



労働条件の事前明示を

1年のはじめに契約するときに、聞かされなかつたのに、夏休みや冬休みだけ雇い止めをされました。なぜ、一般の企業で禁止されている雇い止めが教育の場で行われるのでしょうか？直前になって働けないことや給料がないといわれても困ります。

兵高教組ホームページに、全てのメッセージを掲載！

<http://www.hyogo-kokyoso.com>
ナビゲーションメニューから、「臨時教職員のページ」へ